

北海道告示第 10336 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 7 月 1 日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 2 月 29 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーオーケーセンター音更店

河東郡音更町木野大通西 17 丁目 1 番 4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイイチ 代表取締役 若園 清

帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1

萩原建設工業株式会社 代表取締役 萩原 一利

帯広市東 7 条南 8 丁目 2 番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の 氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ダイイチ	代表取締役 若園 清	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47
株式会社コメリ	代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1
株式会社ジーフット	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川 1 丁目 23-5
ハラデンキ株式会社	代表取締役 原 均	帯広市大通南 12 丁目 6 番地
日本トイザラス株式会社	代表取締役 アンドレ・アーチャー ・ジェイブス	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地

(変更後)

小売業者の 氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
株式会社ダイイチ	代表取締役 若園 清	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47	
株式会社コメリ	代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	
株式会社ジーフット	代表取締役 木下 尚久	東京都中央区新川 1 丁目 23-5	

未定			ア
日本トイザラス株式会社	代表取締役 アンドレ・アーチャー ・ジェイブス	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地	

(4) 変更の年月日

令和5年11月26日

(5) 変更する理由

小売業者の撤退のため

2 届出年月日

令和6年2月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年2月29日（木）から令和6年7月1日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで